

## コロナ感染症から子どもと教育を守ろう！(16)

新型コロナ感染症に関する通知などの情報や、府高教のとりくみ、現場の声をお伝えします

# 振替なしの土曜授業はあってはならない！

## 文科省 土曜授業を実施する場合の振替、工夫を通知

文部科学省は6月9日、「新型コロナウイルス感染症への対応に伴い土曜授業等を実施する場合における週休日の振替等の適切な実施及び工夫例等について」を全国都道府県教委教育長、政令市教委教育長に通知しました。教職員のサービスの観点から、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴い土曜授業等を実施するに当たっての工夫例や留意点を示しています。

**新型コロナウイルス感染症への対応に伴い土曜授業等を実施する場合における週休日の振替等の適切な実施及び工夫例等について**（抜粋、下線部も通知のまま）

### 2. 土曜日の活用における留意点等

○ 週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、当該土曜日に勤務日や勤務時間を割り振った上で、授業等を行う必要があること。その際、週休日の振替を行う場合は、週休日の振替等に関する各地方公共団体の条例や規則等にのっとり、適切に振替を行う必要があること。

○ 週休日である土曜日の振替等を命ずる場合は、あらかじめ、勤務する土曜日及び週休日とする平日を特定しておく必要があること。

文科通知 全文は [https://www.mext.go.jp/content/20200609-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200609-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

## 教育課程の編成は学校のもの 各職場で声をあげ合意形成を

府教委は、5/28に「学校行事の考え方」を通知、年度当初の授業日数を確保するという考えを示しています。この通知について、府教委は府高教に対し「必要となる授業日数の確保」は、「学びの保障の観点から目標として示したものであり、日数確保を最優先せよという意味ではない」「授業日数は、学校の実情を踏まえ、学校が決定するもの」と説明しています。（詳細は6/2「府高教ニュース速報」No.1に掲載）

また、「土曜授業」について府教委は、「非常変災として土曜授業を実施する場合も、教職員の週休日の振り替えを行うことが前提であり、振り替えができない場合は実施できない」としています。

そもそも、台風やインフルエンザ流行などで、毎年何らかの臨時休業が起これば、また「第二波」も懸念される中、年度当初の授業日確保という計画は机上の空論であることは明らかです。今必要なのは、子どもや教職員を疲弊させる一律的な「授業日確保」押し付けでなく、生徒の実態に応じた柔軟で丁寧な教育活動です。

学校の教育課程の編成は、子どもたちの状況に応じ、その成長・発達を第一に学校が行うものです。教職員の合意に基づいて、学校と生徒の実情に応じた教育課程の編成をすすめるとりくみとあわせて、現場の条件整備に向けて、すべての職場から声をあげていきましょう。

「土曜授業の振替がまったく無い！」「個々に振替を取ってくれと言われた！」の声多数

6/9 職場送付 **府高教「土曜授業」等にかんする緊急職場調査** 現在20以上の職場から回答

職場からは、「土曜授業が十数回予定されている」「土曜授業の振り替えは、個々に調整して取ってくれと言われ、実質取得できない」といったあつてはならない実態が報告されています。職場から振替確保を求める取り組みが重要です。府高教は、明らかになった実態をもとに、府教委と折衝・交渉を強めます。

[NEWSはコチラ] <http://www.fukokyo.org/topics/1722> だからみんなであつても府高教へ！